

令和2年度 第2回
「江東区障害者計画等推進協議会」
議 事 録

1 日 時 令和2年11月2日(月) 午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 江東区文化センター5階 第6～8会議室

3 出席者 新田 收 野木村 一郎 高橋 久子 中山 利恵子
会田 久雄 平松 謙一 橋本 実千代 葛西 早苗
宮崎 英則 鈴木 信幸 高舘 麻貴 原田 博美
萩田 秋雄 中村 保夫 田村 満子 山内 順子
井上 将之 松風 幸二 加藤 友助 服部 亜寿佳

(区内計画推進委員会)

| | |
|-----------------|--------------------|
| 市川 聡 (障害福祉部長) | 長尾 潔 (政策経営部長) |
| 石川 直昭 (総務部長) | 堀田 誠 (福祉部長) |
| 炭谷 元章 (こども未来部長) | 川根 隆 (都市整備部長) |
| 杉田 幸子 (土木部長) | 武越 信昭 (教育委員会事務局次長) |

(区内計画推進委員会幹事会)

| | |
|-------------------|------------------|
| 大江 英樹 (障害者施策課長) | 保谷 俊孝 (財政課長) |
| 松村 浩士 (防災課長) | 梅村 英明 (福祉課長) |
| 加藤 章子 (長寿応援課長) | 笠間 衛 (地域ケア推進課長) |
| 賀来 亘人 (介護保険課長) | 黒澤 智仁 (障害者支援課長) |
| 干泥 功夫 (健康推進課長) | 加川 彰 (こども家庭支援課長) |
| 小林 愛 (保育計画課長) | 渡邊 貴志 (保育課長) |
| 樋渡 圭介 (まちづくり推進課長) | 山崎 岳 (交通対策課長) |
| 堀越 勉 (教育支援課長) | |

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

- 議事1 団体説明会の報告について
- 議事2 団体説明会・自立支援協議会から出された意見について
- 議事3 障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について
- 議事4 意見募集及び区民説明会の開催について
- 議事5 その他
 - ・江東区職員の障害者活躍推進計画の策定について

5 資料

- 資料1 団体説明会（計画骨子案）実施報告
- 資料2 団体説明会・自立支援協議会からの意見等
- 資料3 江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）
- 資料4 江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）に対する意見募集及び区民説明会について
- 資料5 江東区職員の障害者活躍推進計画（案）
- 資料6 江東区職員の障害者活躍推進計画（案）（概要版）
- 参考1 障害福祉計画・障害児福祉計画 見込量積算について
- 参考2 江東区障害者計画等推進協議会委員名簿

6 傍聴 0名

7 会議内容

〔開会〕 午後1時30分

事務局より挨拶。資料の確認、欠席委員の連絡等。
庁内計画推進委員・幹事会との同時開催。

補充委員委嘱及び紹介

【障害者施策課長】 議題に入る前に本年度全員そろそろ対面式の初めての会となりますので、今年度より新たに就任された委員を私から御紹介させていただきます。

恐れ入りますけれども、お名前を呼ばれた委員はお座りのままで結構ですので、一言御発声をいただければと思います。

まず、江東区難病団体連絡会会長、橋本委員です。

【橋本委員】 橋本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 よろしく願いいたします。

続きまして、民生児童委員協議会障がい福祉部会会長の葛西委員です。

【葛西委員】 葛西と申します。よろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 よろしく願いいたします。

続きまして、江東区東砂福祉園園長の中村委員です。

【中村委員】 中村です。よろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 よろしく願いいたします。

続きまして、木場公共職業安定所の専門援助第二部門統括職業指導官の山内委員です。

【山内委員】 山内と申します。よろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 最後に、株式会社メトロフルール取締役の井上委員です。

【井上委員】 井上と申します。よろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 以上5名となります。今年度、よろしく願いいたします。

議 事

議事1 団体説明会の報告について

議事2 団体説明会・自立支援協議会から出された意見について

【障害者施策課長】 それでは、この後の議事進行につきましては新田会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

【新田会長】 新田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、会議の公開について、事務局から説明をお願い

いたします。

【障害者施策課長】 会議につきましては、公開としてございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回につきましては、一般希望者の傍聴は募集をしてございません。議事録については、作成後、公開予定でございます、本日は議事録作成のため、録音をさせていただいております。

以上でございます。

【新田会長】 それでは、議事に従って、会議を進めさせていただきます。

まず、議事1から議事2について、説明をお願いいたします。団体説明会の報告と、団体説明会・自立協議会から指摘された意見について、障害者施策課長より、説明をお願いいたします。

【障害者施策課長】 それでは、着座にて御説明いたします。恐れ入ります。

まず、資料1を御覧ください。

今年度の計画策定に当たりまして、団体説明会を実施した報告となります。1番に記載のとおり、日時については、9月9日水曜日に開催をしたところでございます。3番に記載のとおり、参加された方は37名いらっしゃいました。

以上が資料1となりまして、その団体説明会での意見、それから、これまで自立支援協議会と、この間いただいた意見をまとめたものが資料2になりますので、団体説明会での意見も含めて、資料2にて御説明を申し上げます。資料2を御覧ください。

1枚目は、目次のような形になっておりまして、団体説明会での御意見、それから自立支援協議会での御意見、そして、裏に行きまして意見シートで寄せられた意見ということで、3つのカテゴリーでまとめてございます。

それでは、まず、1ページを御覧ください。こちらは団体説明会での御意見となります。

主なものにつきまして、私のほうから御意見の内容、それから、2列目にある計画素案への反映等についての区の考え方を御説明いたします。

まず、1ページの1番の①、計画の位置づけについてということで、令和3年度制定というが、地域福祉計画の全体像が分からないまま、各個別計画を策定することか。その辺りの関連性はという御意見をいただいたところでございます。そちらについての反映でございますけれども、地域福祉計画の策定につきましては、

新型コロナウイルス感染症の影響で、その策定のスケジュールが遅れているところがございます。しかしながら、策定の作業を進めているところであり、今年度中に確認できた方向性については、障害福祉計画等へも反映をしております。そちらが区の考え方になります。

続きまして、1ページの2番の①です。事業所や当事者の声の反映についてということで、コロナを加味しないというのが、コロナなしに先のことは考えられない。コロナについて、きちんと行政で考えていただきたい、障害特性に合った受入先を確保してもらわないと、コロナを恐れてどんどん引き籠もってしまうといった御意見をいただいたところがございます。こちらについての区の考え方ですけれども、新型コロナウイルスによって生じている問題や対応すべき課題につきましては、計画策定とは関係なく随時、検討をして解決を図っていき、また、図っていくものがございます。生じている問題、課題については、引き続き、計画とは別に検討をしておりますというのが区の考え方になります。

続きまして、3ページをお開き願います。7番、地域生活支援拠点等の整備についてということで、いつ、どんな形で設置されるのか、障害児用にもセンターはできるのかといった御意見をいただいたところがございます。こちらにつきましては、後ほど御説明する計画の素案の30ページに記載をしているところですが、令和5年度に開設予定の障害者入所施設において、緊急時の受入れ対応、体験の機会・場などの機能の付加を検討しており、入所施設の開設を機に、支援拠点の面的整備型による整備というものを目指していきますということが区の考え方となります。

続きまして、4ページをお開き願います。9番のガイドヘルパー啓発についてということで、ホームヘルパーの養成の区報の記事については、年1回ほど掲載をされているが、視覚障害者のガイドヘルパーの記事も一緒に載せてほしいと。また、視覚障害者ガイドヘルパーが足りないので、緊急性を持ってやっていただきたい、ガイドという仕事があるという啓発もお願いしたいという御意見をいただいたところがございます。こちらにつきましては、計画素案の50ページに記載をしたところがございますけれども、ガイドヘルパーを含めまして、訪問系のサービスの確保のための方策として、障害福祉の現場が魅力的で働きがいのある職場であることの周知、広報等に取り組むということで記載をしたところがございます。

続きまして、5ページをお開き願います。こちらが自立支援協議会でいただいた御意見となります。こちらの4番になります。障害児発達支援センターについてということで、国の掲げている指針では、江東区において、ほぼ目標を達成できているけれども、センターがほぼ満杯の状態にあると。今後は、支援を受けることが困難な軽度の発達障害の方への対応が必要になってくると。施設が巡回相談機能を持つなど、支援の在り方を施策に入れてはどうか。保育所等訪問事業は1か所増やしたほうがいいのではないかといたした御意見をいただいたところでございます。こちらにつきましても、素案の62ページに記載したところでございますが、児童発達支援センターの1つであるこども発達センターにおいて、保育所等訪問支援の拡大を図るほか、地域の障害児通所支援施設、保育園、幼稚園等に対するアウトリーチ型の支援の実施を検討する旨、記載をしたところでございます。

続きまして、7ページになります。6番の災害時の情報発信・指示についてということで、新型コロナウイルス感染や災害発生時の区の施設等への指示指導が、都や国の諸方針を待ってとなるため、江東区は23区の中でも決定が非常に遅い印象があると。このような緊急時に、速やかに区として独自に発信できるようなシステムや姿勢を示してほしいという御意見をいただいているところでございます。こちらにつきましても、計画で反映をするというものではございませんけれども、考え方を示してございまして、指定権限等の関係上、国や都の方針に従うことについては避けられない状況なんですけれども、サービス提供事業者等が円滑に事業運営できるよう、迅速に通知、伝達できるよう努めるとともに、その方策について検討をしていきますという考え方を示してございます。

最後ですけれども、8ページになります。8番、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについてということで、重層的支援体制整備事業の設計を踏まえた形で進めていくことを提案すると。具体的には、高齢者の地域包括ケアシステムの中に精神障害も組み込む形でできるシステムをつくってほしいといった御意見と、あと、一番下の段落のところ、地域福祉計画の策定に当たっては、分野を超えた検討や協議の場に精神分野の者も参加することを強く望みますという御意見をいただいたところでございます。そちらについての区の考え方はすけれども、区が平成28年度より開催している地域包括ケア全体会議という会議がございすけれども、こちらでは高齢者だけでなく全ての区民を対象として、システム構築を目指

す会議体でございまして、現に全体会議の下に、障害児者の医療福祉サービス部会という部会を設置しているところでございます。また、御提案については、今後の検討課題という部分もございすけれども、地域福祉計画の策定に当たっては、今後、様々な分野の団体等のアンケートを実施する予定となっております。

以上が、団体説明会等でいただいた意見と、それについての区の考え方ということになります。

また、資料2にはないんですけれども、団体説明会の御意見の中で、区が今年度、防災ラジオを、全区民を対象に配布をした事業がありますけれども、配布先の住所が誤っているという御指摘の御意見もいただいたところでございまして、そちらについては庁内で共有をして、今後、そういうことがないように検証を行ってまいります。

私からの説明は以上になります。

【新田会長】 ありがとうございます。

それでは、ここまでで何か御質問、御意見ございますか。どうぞ、お願いします。

【服部委員】 区民委員の服部です。今、ラジオの話が出てきたので、御意見として1点、よろしいでしょうか。

高齢者のデイのほうで、私はボランティアをさせていただいているんですけど、ラジオが来たけど使い方が分からないという意見がすごく多くて、使い方を高齢者のどこかで教えてあげるとか、何かしてあげないと、多分実際に持ってきて、使い方をみんなで一緒にやらないと分からないのかなというのを感じました。そういうのをどこかで教えるような、何か講座的なことをやってあげたらいいのかというのを思いました。

多分、障害者の方も一緒かと、来たけど説明書を読むのは結構難しいので、実際に見て、障害者の施設とかでも、みんなで持ってきて使ってみましょうかみたいな感じでやっていただけたら、みんながもっと有効活用できるのかと感じました。

【新田会長】 いかがでしょうか。

【障害者施策課長】 御意見ありがとうございます。

配布をした防災課、それから高齢部門にも、そうした御意見をいただいた旨、共有を図りたいと思います。また、そうした、配布したものの操作方法が分からないなどの声があるということですので、方策等について、庁内でまた検討して

いきたいと考えてございます。

【服部委員】 ありがとうございます。あと、もう一つ、すいません。

ホームヘルパーの講座を受けさせていただいたんですけど、介護に興味を持っている方はすごくたくさんいらっしゃるって、こんなにもみんな介護に興味を持っているんだとすごく感じたんですけど、最終日の会社説明会のときに3社しか来てなくて、経験者のお話をするのが1人だったことで、そこで参加した皆さんが、幾らぐらいでみんなやっていて、どんな感じかというのが見えてこなくて、受けた後に、じゃあ働こうという気になりますかという人は、結構周りで話したら、これは1社1社調べなきゃいけないのか、全然見えないよねと、分からないよねという感じで終わってしまっていました。働きたい方がいっぱいいても、その先に進めないのはもったいないと思いました。もっと興味のある人が働きたいって思える終わり方になるように考えていっていただきたいと思いました。

【新田会長】 お願いします。

【障害者施策課長】 ホームヘルパーの人材不足というものは、区の中だけでなく全国的にも深刻な状況の中で、そうした要請を受けて、働きたいという方とうまくマッチングできる仕組み、または、意欲というものを受け止められる流れというものを検討していきたいと思います。

【新田会長】 ありがとうございます。

【服部委員】 ありがとうございます。

【新田会長】 ほかに何か御質問、じゃあ、平松委員、お願いします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、個別のことはまた後にして、全体的なことになりますが、一部触れられていましたが、江東区の地域福祉計画の検討が始まったということですけども、具体的な細かいところは別にして、全体としては、国が既に昨年12月に出した、いわゆる重点的支援体制整備という方向、これに基づいて、当然江東区で具体化するということになるだろうと。そうすると、いわゆる重点的支援体制整備の3本柱というのがございまして、これは障害だけではなくて、障害も高齢者も子供も、あと困窮世帯も全て含むということになっている非常に大きなものですよね。断らない相談支援ということで、どのような相談であれ、地域の住民の今のようなことに該当する人たち、それ以外の人も含めて、ちゃんと相談を受け止めるということが柱の1つになります。

そうすると、今の相談支援、自立支援法に基づく枠を大きく超えるものになっているということ。それから、参加支援ということで、例えば就労支援等も、その事業所に来て、そこで支援する就労移行、一般就労ということだけではなくて、就労支援を通じて、その地域の中で参加ということが一番重要だと。そこで地域の1人の住民として、ちゃんと地域に参加して、その中で地域の人たちと一緒にいろいろな活動ができる、いろいろなことができるというのが大事になってきます。そういうことを実際に実現するために、地域づくりということになっているわけです。

そうすると、方向性はだまか決まっているので、区の地域福祉計画、これは具体的な議論はまだほとんどあまり詰められていないようですから、それを待つのではなくて、できるところからそういう方向で、今回の計画等もできるだけ反映すべきではないかと思っているんです。ということ、この協議会としても議論が必要になるのではないかと。ですから、区の質問というよりも、協議会として、そういう方向で議論していくということについて、委員の皆様方や会長、副会長はどのようにお考えかということなのでございます。

【新田会長】 これから素案の説明になってくると思うんですけど、国等々の指針に対する具体的な区としてのということ、この協議会で話せたらと、そのような意味合いでよろしいですか。ということ踏まえて進めていきたいとは考えておるんですけども、事務局から何かございますでしょうか。

【障害者施策課長】 先ほど御説明したとおり、まだ地域福祉計画の策定スケジュールが遅れているということで、この協議会でも地域福祉の策定の内容等、情報提供、それから共有というのがまだできてないという状況でございます。

したがって、なかなか障害の福祉計画を策定する中で、地域福祉計画についての反映と協議ということが難しいところはございますけれども、次回の計画の策定会議までに、定まってきた地域福祉計画の区の方向性の情報共有を図って、次回、御意見をいただけるような場を設けさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【新田会長】 いかがですか。よろしいですか。

【平松委員】 いろいろな形、できることをやればよいとは思っているんです。

例えば、先ほどの事務局の説明だと、地域包括ケアシステムに関して地域包括ケ

ア全体会議で議論を、取りあえず、これは単に高齢者対象だけではないと。だけとは言いませんけども、じゃあ、今、課題になっている精神障害にも対応したということが大きな課題になると思うんですけども、残念ながら精神障害に関して、全体会議で、少なくとも精神障害分野の人が入っていない。それから、議事録を見ても、それに対してほとんど十分な議論がされていない。実際、何回かの議事録を見ましたけども、ないというようなことがあるわけです。だとしたら、そこに精神障害分野を入れれば済むことである。

一番大事なことは、区の全体会議もそうですけども、実際には、高齢者を中心に、21圏域で圏域会議をやっていらっしゃるんですよね。そこで出てくる問題は、いわゆるダブルケアということが、区報にも地域福祉計画をつくる1つの理由として挙げられています。それは、我々はダブル、トリプルケアということを、いろいろな形で今までも工夫してやってきたんだけど、うまく連携ができていない。そういうケースについても、直接長寿サポートセンターに連絡を取って相談して、個別には始めているんです。ですから、そういうことを21の圏域会議に、別に精神だけじゃなくて、いろいろなほかの分野の方も入れていただいてやれば、これはすぐできることではないか。

既に、圏域の中に、じゃあ今度からいいですよと、出てください、一緒にやりましょうというお誘いをしていただいているところもあるんです。ですから、そういうことを、積極的に区としてもやっていくことが必要ではないかと思っております。
【新田会長】 どうなんですか。その辺の各領域の代表が参加できているのかということ、何か御意見……。

【障害者施策課長】 高齢者の部門で、長寿サポートセンターが21センターありまして、センターの圏域ごとに、その圏域の中で生じている事例や問題などを、多職種、地域の方々が集まって会議をする場というのが地域ケア会議ということで、既にそれぞれ行っているところがございますけれども、委員おっしゃるとおり、事例によっては、精神障害分野の専門職の方も呼びして、一緒に事例の共有と解決策の検討をやっていくというところがございます。

今後、特に高齢障害、または子供、生活困窮等、複雑高度な事例も増えていっているところから、より緊密に連携をして、多職種、地域の方々等と地域の中の課題という形で共有していく必要がございますので、貴重な御意見として承って、今後、

高齢部門とも話をしていきたいと思います。

【新田会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。また、これから具体的な素案の説明があるので、一旦、ここで進めさせていただきたいと思います。

議事3 障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について

【新田会長】 それでは、進めまして、議事の3で、障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について、説明をお願いしますでしょうか。

【障害者施策課長】 それでは、資料3になります。

前回では、骨子案という形でお示していたものに肉づけをした素案を、事務局のほうで作成いたしましたので、素案について御説明をいたします。

なお、第1章、第2章につきましては、骨子案とほぼ変更がないため、肉づけをした中心部分である第3章、26ページから御説明をまいりますので、26ページを御覧ください。

こちらが第3章ということで、第6期の江東区障害福祉計画の章になります。1番のリード文に記載のとおり、令和5年度の目標値を設定するというのが26ページ以降、記載をしてございます。国が示した目標設定の考え方に基づいて、区のほうで目標の設定を作成しましたので、随時、御説明をまいります。

まず、26ページの（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行についてでございます。地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用して、令和5年度末までに地域生活へ移行するものの、数値目標を設定することということで、国の指針では下に表に記載のとおり、地域の移行者については6%以上、現に入所されている方の削減数については1.6%以上で目標を設定するようということ、国から示されているところでございます。

それを受けまして、27ページになりますけれども、現計画、第5期の計画での、まず、実績が上段の表に示されておりますけれども、地域移行者につきましては、元年度末までで3人、今年度分を含めても4人という状況になってございまして、現行計画の目標に対する達成状況としては難しい状況にございます。その文章の下の3行でございますけれども、また、入所者数の削減につきましても、今なお、入

所待機者がいることなど、また、令和5年度に、江東区内で初の障害者の入所施設の開設を予定していることなどから、令和5年度末時点での施設入所者につきましては、目標の表に記載のとおりでございますけれども、332人ということで、令和元年度末時点の294人よりも増えてしまうという目標となっております。そのため、入所者数の削減の見込みの目標設定につきましても、先ほど申し上げたとおり、入所待機者がいることなどを踏まえてゼロ人と。一方で、地域移行者の目標数については、国の指針どおり6%に相当する人を地域へ移行するという目標として、18人という設定としたところでございます。

続きまして、28ページが2番目の目標設定の項目である精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。第2段落ですけれども、国の基本指針ではということで、記載がありますけれども、精神障害者の精神病床から退院後、1年以内の地域における平均生活日数など、いずれも、東京都において目標を設定する項目が示されているところでございます。そのため、その次の段落で記載をしていますけれども、第6期計画では区独自の目標設定は行いませんが、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、システム構築に向けて取り組むとともに、一層の推進に向けた取組の検討を進めていくと記載をしているところでございます。

また、最後の4行のところにありますけれども、生活上の困難を抱えるあらゆる人に対して総合的に支援を行うことを目指す、そうした社会づくりをするために、地域福祉計画策定の中で検討を進めていくという旨、記載をしたところでございます。

続きまして、30ページをお開き願います。3番目の目標設定として、(3)地域生活支援拠点等の整備になります。第2段落で、国の指針の考え方を書いてございますけれども、令和5年度末までに1つ以上の拠点を確保するということが、国の指針で示されているところでございます。それを受けて、最後の段落になりますけれども、区の考え方ですけれども、区では、令和5年度に開設を予定している入所施設において、様々な機能付加を検討していて、当該施設の開設を機に、面的整備型による生活支援拠点の整備を目指してまいりますと記載をしたところでございます。

続きまして、31ページになります。(4)福祉施設から一般就労への移行等についての目標設定ということになります。国が示した目標設定の考え方については、中段にある表に記載のとおりとなっております。今回、国が示した目標設定の考

え方のうち、下2つ、一般就労移行者の7割以上が就労定着支援事業を利用しているという目標、それから、一番下の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上になると、そういう新たな目標設定の考え方が示されているところがございます。31ページが一番下については、令和元年度の一般就労への移行実績を記載してございます。

こうした国の指針、それから実績を基に、32ページで、第6期での一般就労の移行目標というものを示してございます。江東区では、平成17年度から障害者就労生活支援センターを設置して、センターを中心に雇用の促進、または就労定着という取組を進めてございますので、目標設定に当たっては、就労生活支援センターの目標設定も独自に設定をしてございます。こちらが中段の表にある一番上の障害者就労生活支援センター利用者の一般就労移行者、それから、一番下の障害者就労生活支援センター利用者の一般就労1年後職場定着率ということで、目標を設定したところがございます。それ以外の項目につきましては、国が示した指針に沿って目標を設定したところがございます。

また、国が示した新たな目標設定につきましては、区内の就労定着支援事業所の事業所数が少数であることや、実際に就労定着支援事業を利用している方が他自治体の事業所を利用しているという実態もございますので、本区においては目標を設定しないと記載をしてございます。

32ページが一番下、5番目の相談支援体制の充実強化という新たな目標設定という国の考え方が示されています。(5)(6)が、新たに国が示してきた項目となります。相談支援体制の充実強化につきましては、33ページに、表に記載のとおり、総合的、専門的な相談支援として3項目、それから、地域の相談支援体制の強化として3項目、区独自に数値目標として設定をしたところがございます。

最後に、(6)障害福祉サービス等の質の向上につきましては、34ページに記載のとおり、3項目、区独自に設定をしたところがございます。区職員を対象とする研修の実施ですとか、区がシステム運用している障害者自立支援支払いシステムの活用、それから、サービス事業者に対する指導検査の件数を、区独自に数値目標として設定したところがございます。

続きまして、35ページになります。2番、サービス必要量の見込みと確保のための方策ということで、障害福祉サービス、それから相談支援の種類ごとの必要な

サービス量の見込みを示したページとなります。35ページからは訪問系のサービス、37ページからは、(2)に記載のとおり、日中活動系のサービス、45ページからは、(3)として居住系のサービス、47ページからは、(4)として相談支援についての3年間の実績と今後3年間の見込み量の設定を、現時点での推計によって設定をしたところでございます。

50ページをお開き願います。(5)障害福祉サービスの種類ごとの見込み量確保のための方策ということで、先ほど御説明した、今後3年間の見込み量のサービスを確保するための方策について、記載をするページとなっております。ですので、見込み量と同じカテゴリーで、それぞれの方策について記載をしているところがございます。50ページの①訪問系サービスにつきましては、まず、2番目の丸として、昨年度、実施した障害者実態調査においては、今後、利用したいサービスとして居宅介護という訪問系サービスの利用希望が最も高いという調査結果となっておりまして、潜在的な利用ニーズが高いということがうかがえること、その下の3番目の丸のほうでは、サービス提供事業者には調査した結果では、今後3年間で事業拡大、新規参入したいサービスとして、居宅介護というサービスが一番多かった一方、スタッフの確保、資質の向上が経営上の課題となっており、民間事業所の事業拡大や新規参入の阻害要因となっていることが分かったところでございます。

一番最後の丸に、そのためということで、区独自の取組には限界があるところがございますけれども、障害福祉の現場が魅力的で働きがいのある職場であることの周知、広報等に取り組むなど、人材の確保、資質の向上につながる取組を進めるとともに事業参入等の促進を図って、訪問系サービスの確保、充実に努めると記載をしたところでございます。

②の日中活動系のサービスにつきましては、4つ目の一番下の丸なんですけれども、特に生活介護というサービスについて、不足傾向が見られるところがございます。こちらの確保につきましては、下2行に書いてあるとおり、民間による事業参入に加えて、既存の生活介護施設の定員拡充などの対応を図って、サービス量の確保に努めていくと記載をしたところでございます。

51ページの上段が③の居住系のサービスの確保方策となりますけれども、3つ目の丸として、特に日中サービス支援型グループホームについては、障害者の重度化、高齢化に対応するために創設された新たな類型のグループホームとなっていて、

地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている施設であります。そのため、第6期、今後3年間の中で整備着手できるよう、取組を進めていくと記載をさせていただきます。

その下の丸で、さらに令和5年度から障害者入所施設の整備が終わり、施設入所サービスを提供できる体制を確保していきますということを記載させていただきます。その下の④の相談支援につきましては、2番目の丸の2行目で、区内においては事業所及び相談支援専門員が、ここ数年横ばいで推移をしている状況でございます、その下の3番目の丸で、相談支援の充実に向けて、引き続き、区としても人材の確保、育成をするとともに、相談支援専門員が働きやすい環境整備に取り組んでいくという旨、記載をしたところでございます。

52ページからは3番ということで、地域生活支援事業に関する事項ということで、地域生活支援事業のこれまでの実績、それから、今後3年間の実施の有無等について、まとめたものになります。60ページでは、地域生活支援事業の見込み量確保のための方策ということで、それぞれの事業の方策について記載をさせていただきます。後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、61ページ以降が第4章となりまして、第2期の江東区障害児福祉計画の章となります。

章立て、項目立てにつきましては、第3章と同じ流れになってございまして、1番目では、国が示した目標に対して、区が目標を設定するという記載として、61ページ、62ページがございます。61ページに、国が示した指針として、目標設定が5項目ございまして、その下に区における現行の計画での実績が示してありますけれども、障害児福祉計画の目標設定については、全てにおいて目標を達成できている状況がございます。

そうした実績等も踏まえて、今後3年間の目標として、62ページに区の考え方と、具体的な目標設定を表でまとめてございますけれども、先ほど、意見に対する区の考え方も御説明しましたけれども、文章の上から8行目以降になりますけれども、児童発達支援センターであることも発達センターにおいて、保育所等訪問支援の拡大を図るほか、地域の障害児通所支援施設、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業などに対するアウトリーチ型の支援の実施を検討し、地域の障害児支援体制の充実、それから障害児の早期発見、早期支援の体制づくりを進めていく旨、

記載をしてございます。

63ページからが障害児サービスのサービス量の見込みとなっておりまして、最後のページ、69ページがサービスを確保するための方策となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上になります。

【新田会長】 ありがとうございます。

それでは、ここまでで御意見、御質問ございますか。お願いします。

【服部委員】 区民委員の服部です。

放課後デイサービスなんですけど、多分1か所、2か所では全然足りない状況と思います。新しく小学校に上がる子たちが、みんな今、結構困っている状況なので、もっとたくさん増やせるようにはできないのかと思いました。質が落ちてしまうということもあって、あまり一気に増やせないのかもしれませんが、もう入るところがないという声をよく聞きます。

【新田会長】 お願いします。

【障害者施策課長】 放課後等デイサービスについての確保の方策ということになろうかと思いますが、資料3の69ページにも記載をしてございます。①の障害児通所支援の3つ目の丸です。放課後等デイサービスにつきましては、民間事業所の参入を背景として、区全体のサービス提供体制としては充足していると、区としては認識をしているところでございますけれども、臨海部においては不足している状況ということがあるため、臨海部の事業参入等の促進を区としては図っていきたいと考えているところでございます。

【新田会長】 いかがでしょうか。

【服部委員】 アンケートを取っていただいて、状況とかも毎年、毎年確認していただけたらいいのかなと、足りていますという声は聞いたことがなく、足りていないという声ばかり聞くので。あと、今でも軽い子ばかりを集めている場所とかもあるので、ちゃんとどんな療育をしているとか、どんな子がいるかというのもちゃんとチェックしていただきたいとは思っています。ありがとうございます。

【新田会長】 よろしいでしょうか。地域差もあつたりとか、対象になる子供の偏り等もあるかもしれないので、その辺は区としてもしっかり見ていただくという

感じだと思えます。

【障害者施策課長】 分かりました。

【新田会長】 よろしくお願ひします。ほかに何か……。

【服部委員】 ごめんなさい、もう一つ、いいですか。

あと、親が働いている方が、小学校に上がってしまうと放課後デイが短くて働けないという状況も出てきているので、そういうのも何か対策があるといいのかと思ひます。夏休みとかになってしまうと大体3時、4時で終わっていくデイが多いので、そうすると普通に働けないという方の声も結構聞くので、普通の学校のきつずクラブに障害がある子も行けるとは思ふんですけど、その移動の仕方も何か提案してあげるとか、小学校に上がっても親が働ける状況を区からも提案してあげるとか、そういう困っている方の相談を受ける窓口もあってもいいのかと思ひます。

【新田会長】 いかがですか。

【障害者施策課長】 放課後デイサービスについて、民間事業所が中心となってサービス提供をしている状況でございますので、事業所のサービス提供状況等も勘案しなければいけない部分はあるかと思ひます。

一方で、委員おっしゃるとおり、利用者のニーズに答えていく提供体制の確保というものも求められているところがござひますので、そうしたニーズと、あと事業所のほうの提供体制というものを、バランスを見ながら区としては考えていきたいと考えてござひます。

【新田会長】 ありがとうございます。

【服部委員】 ありがとうございます。

【新田会長】 それでは、手を、会田委員。

【会田委員】 手をつなぐ親の会の会田と申します。

こちらの計画書の中で、質問を2点ほど、お願ひをしたいと思います。

まず、計画書の83ページに、子ども家庭支援センターさんのことが書いてありますけれども、センターの専門相談所、5か所ということがありますけれども、5か所で受けているということは、区民へのPRはどのような形で、これは発信をしているんでしょうか。非常にこの辺が、我々のところにも届いてきていないということで、保護者のほうからも非常に不満の声が出ているということが1点。

それから、専門相談員さんは何名おいでになるのか。まず、子ども家庭支援セン

ターさんの質問を2点。

あと、類似して、94ページ、障害児発達支援事業についてなんですけれども、現在、事業所は2か所ございます。ですが、ここへ来て、発達障害の認定を受けている就学前の子どもたちがすごく増えてきています。急増しているんです。それで、2か所の事業所で訓練を受けたくても、正直受けられない。ということは、週に2日とか1日の4時間という形で、実際にもう少し訓練を受けていけば、子供の成長にも影響が出てくるんじゃないかという形のものと考えられます。

ただ、区のほうでは、支援事業の質の向上をうたっておりますけれども、質の向上じゃなくて、量的な事業所の量を増やすことが先決じゃないかと思っております。

この4点について、お答えをいただければありがたいです。

【新田会長】 ありがとうございます。いかがですか、この点。では、お願いします。

【こども家庭支援課長】 こども家庭支援課長でございます。

私からは子ども家庭支援センターの点について、お話しさせていただきます。こちらの計画書の中では、5か所と記載してございますが、この4月にもう1か所開設しまして、現在6か所になってございます。周知の方法ということでございますけれども、区内の至る施設に、いわゆるパンフレットについては配架して、例えば出張所であったりとか児童館など子育て支援施設等々には、パンフレット等を配架させていただいてございます。

また、本庁内の中でも、当然子ども家庭支援課の窓口等で配架をさせていただいてございます。また、子ども家庭支援センター全体のPRということで、年に不定期ではございますけれども、一、二度ほど江東区報にも掲載はさせていただいているところでございます。

それから、2点目の相談機能についてでございますけれども、こちらは専門の相談員、これは、子ども家庭支援センターは社会福祉法人に委託している事業でございますけれども、運営を委託しているところでございますけれども、その契約の中で専門の相談員を若干名配置するという形の契約にはなっております。子育て相談につきましても、例えば、子育てひろば事業という事業そのものがございます。要は、子ども家庭支援センターに、まず遊びに来ていただくところから始めさせていただいて、その中で、相談支援、保育士支援という形で、子育て世帯と、ある意味、

接触、あるいは毎日のようにお話をさせていただく中で、いわゆるそんなに重たくない御相談から始めて、いろいろ話を聞き取っていくと、後々大変なことになるとか、あるいは、虐待も視野に入れた御相談体制でお受けしなきゃいけないということであった場合に、先ほど申しあげました専門の相談員につなぐという形でございます。

また、区民の方から直接、そういったことで悩んでいるんだけど、相談をしたいということも、お電話でも受け付けていますので、先ほど申しあげましたようなプロセスを経ずに、専門の相談員による相談も随時、電話で受け付けているところでございます。

私からは以上でございます。

【新田会長】 よろしいでしょうか。

【会田委員】 はい。

【新田会長】 先ほど、中山委員、手を挙げられましたか。

【中山委員】 中山です。視覚障害の立場から3点ほど、お聞きしたいこととお願いがあります。

まず、その1、先ほどホームヘルパーの話が出ましたけれども、ホームヘルパーの養成に関しては、よく区報のほうで募集をかけて、人数が少ないとか、そういう問題はあるにしても、やっつけてくださっていますが、移動支援のガイドヘルパーに関しては、区のほうでバックアップはないように思います。ということが増えない原因です。今回のコロナのことで、緊急的な措置を講じなければならないことが起きておりましたので、ガイドヘルパーが全体的に不足をしている、それからコロナの問題で、ガイドヘルパーが仕事をもう無理ということで、ガイドヘルパーが派遣できなくなりそうになり、視覚障害者の生活が、はっきり言って、餓死するかもしれないという話が出たくらいのせっぱ詰まったことが起きておりますので、ホームヘルパーの養成もするのであれば、できれば移動支援、ガイドヘルプの養成も一緒に区で、せめて例えば助成金を出すであるとか、何か方法を考えていただきたいというのが、お願いです。逼迫しております。なので、お願いしたいことです。あまり時間はありません。お願いしたいです。

それから、地域で暮らすというところで、私も五、六年ほど前からお願いをずっとして、何となく毎回言っているような気がするんですけど、やっぱり言わな

きやいけないと思います。五、六年ほど前に、地域で生活するという事で、視覚障害のある者に対しては、実は何を言いたいかという、ごみです。ごみの出し方です。燃えないごみが、隔週の何曜日という事で、隔週が分からないので、地域によって分かるように点字で送っていただけませんかという話をしましたところ、対応していただき、今、視覚障害のある者は、一度お願いをすると、永久に地域の燃えないごみの日を点字で送ってきてくださっています。これはとても感謝です。新しく来た人に、その情報がいていないということが問題になっていますが、それをやっていただけて助かっています。

そのときをお願いをしたことの1つに、資源ごみの回収、みんなそうなのかどうか知りませんが、黄色い箱が瓶で、青い箱がアルミ缶で、緑がペットで、蓋の付いた入れ物が発泡トレイという事で、今の捨て方を決めていると思います。視覚に障害があると、色で判断はできません。どうするかというと、人が捨てたごみを触って同じ物を捨てているというのが実は現状なんです。あまりやりたくない、ましてコロナ禍ではやりたくないと申し上げたら、コロナの前ですけど、申し上げたら、1つの袋にまとめて出して構いませんというお話をいただきました。

実は、障害が進み、1つの袋に全部まとめて出していたら、地域の同じところに出す人がいいんだといって、1つ増え、2つ増え、3つ増えということが起きています。6年前の時はあまり大きな話ではなかったんですが、障害者差別解消法合理的配慮といった段階で、これは自治体の合理的配慮の義務の中に入らないかと思って、私はいます。そのときのお答えは、箱を変えるときに検討しますというお答えでした。箱を新しくするとき、目の見えない人が分かるようにしますというお答えをいただいて、早六、七年たっているんですけど、そんなにずっとあの箱を使い続けているのか、新しい箱を作っていないのかよく分からないんですが、いいかげん何とかしていただけないかと。

法律も変わっているし、義務だといろいろ変わっているので、地域で生活させていただけるのであれば、ごみの捨て方1つでもみんなと同じように捨てたいし、私たちがそのように捨てたことによって、周りもそれに倣っていたら結局、箱の意味がなくなってくるので、だからといって、じゃあ、目の見えない人は袋にシールを貼ってくださいとか、そういうことを言い出しそうなので、それは絶対に嫌です。見えない人のごみと分かっちゃうから。だから、そういうことじゃなくて、箱をそ

ろそろ考えていただきたいというのがお願いです。

もう1個は、区役所の職員の方向けの障害者理解研修云々かんぬんというお話があったんですが、どこの課からやるとか、どのようにやるとかということはまだこれからなんでしょうけれども、正直言って、一番最初にやっていただきたいのは障害支援課の方たちにやっていただきたいです。ほかにやる前に、まず手前から、障害のある人に対して、どのように声を掛け、どのように接するかというのが、支援課が一番できていないと障害者の人たちが言っています。これは事実です。なので、そこからまず、変えていっていただきたいと思っています。

1個だけ戻りますが、さっきのごみの話ですけれども、色弱の子供たちも増えているので、色で分けるというのはそろそろ無理があるのかなということを考えています。その辺も含めて検討していただけるとありがたいです。

以上です。

【新田会長】 ありがとうございます。具体的な方策ということになるかと思うんですが、何か事務局としてありますか。

【障害者施策課長】 まず、資源ごみのリサイクルボックスにつきましては、状況を確認させて、次回、報告をさせていただきたいと思います。おっしゃるとおりというところもございますので、どうした検討状況になっているのかとか、また、本日いただいた御意見なども伝えていきたいと考えてございます。

あと、研修につきましては、目標設定上は区職員を対象にして研修を実施しますということで、現に障害福祉部の職員で、新たに転入してきた者、または新規採用の職員については、4月当初に、そうした障害理解ですとか各種制度を理解するための研修を実施してきてございますので今後もやっていくと、そういう目標設定にさせていただきます。

いただいた御意見を真摯に受け止めて、障害の理解促進を率先して、職員が進められるように研修の充実を図っていきたいと思っております。

以上です。

【新田会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【中山委員】 はい。

【新田会長】 それでは、萩田委員でしょうか。お願いいたします。

【萩田委員】 日中活動系のサービスの事業所なんですけども、平成30年から

令和2年度までの定員、利用者数、これはほとんど変わっていませんよね。つまり、ここ数年、特に通所をして、それで、かつ一定の施設設備があって、支援する人がいてという、そういう通所系の作業所の定員、例えば就労移行支援も144、156、149。継続支援も85、76、78と。それからB型も下がっているんです。これはしばらく続くというか、作れない状態に今なってきている。

相談に行ってもほとんど支援というのはいないんです、今。特にものを、ある程度、器が必要な部分で、一生懸命、私どものほうでも分室化とかを含めて、何とか少し進めましたけども、一切の支援のないままに作らざるを得ないという状況になっています。計画は多く数字が出ているんですけども、今は本当に作れない状態になっているんです。これが今、豊洲地域とかの乳幼児、子供の施設は、昔の保育所問題のような状況が起きつつある。それが、さらに特別支援学校という中に入ってきて、だんだん大変な波が押し寄せてくると思うんです。そういう時期だということを、ぜひ区のほうでは御検討いただきたい。単なる延伸予測だけでこれをやっても、もう間に合わないかもしれない。

特に江東区は、人口が伸びている若い区なものですから、通所系の事業所を今、定員を今度、増やそうとしても求人の問題があって、私どもは有料サイトに出してやらないと、なかなか来てくれないみたいな状況もありますので、そういう非常にせっぱ詰まってき始めているというか、そういうことがあるんじゃないかと。ほとんど通所系のところはこれからの拡大というか、あるいは需要に応じていくことがなかなかできないので、そういう状況があるということで、今、何かお考えがあれば、お聞きをしたいと。

【新田会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【障害者施策課長】 委員御指摘のとおり、通所系の施設について、参入を支援するような補助制度等は用意していないところでございますけれども、そうした切迫した状況があるということについては、改めて認識をさせていただいたところでございます。

現時点では、民間事業所による新期参入というものを中心に、サービス提供量の充足を目指して進めていくということで、新規開設等の相談があったときには積極的に相談に乗っている状況でございます。今後の推移等も見ながら、対応を考えていきたいと思っております。

【新田会長】 ありがとうございます。国とは少し違う事情もあるかと思うので、その辺もよく区のほうで把握していただいてと思います。では、平松委員。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけども、今までいろいろな御意見が出ていますけども、率直に言って、質量ともにまだまだ足りないというのは、いろいろな、どの分野でも多分そうだと思っているんですけども、今の民間事業者が手を挙げるのを待ってというやり方で、それでやっていけるのかというと難しいでしょうと。赤字になるとすぐ撤退してしまいます。利用者がどうなっても知らないと言って、さっさと閉鎖した事業所、特にコロナ禍でも幾つも出ているわけです。

もう一方で、全て区にやれと言っても無理でしょうと。それは国もそうですよね。全部、国でやることは無理だということで、さっきの重層的というの、1つは全てが国でとか、行政がやるのは無理だからという面がかなりあるとは思っています。でも、本当に必要なところは区にしっかりやってほしいけども、もう一方で、そうじゃなくて、地域でやれることがあるのではないか。地域の中で、そういう事業者もいる、町会もある、民生委員の方もいらっしゃる自治会もある。小さないろいろなグループがたくさんあるんです、山ほど。いろいろな活動をしていらっしゃいます。江東区もかなり活発にいろいろな取組が、コロナ禍でも住民の方がやっていらっしゃる。そういう方と一緒に、地域で、別に子供であれ、高齢者であれ、精神であれ、何であれ、さっきのそれこそ障害ではない困窮世帯の子供であれ、例えば、そういう子供を預かるところとかいろいろなことを地域の中で作っていくということをやらないと、無理が来るだろうと思っているんです。

だから区はやらなくていいなんてちっとも思いません。やるべきところはきちりやってもらうけども、もう一方で、我々自身が地域の中でそういうものを作るということ、本気になって取り組んでいかないと、国にやってくれと言うのでは、いつまでたっても質量ともに十分な福祉施策は実現しないだろうと。当然、予算の制約もありますし、江東区はほかの区に比べれば、かなり裕福だという話も聞いていまして、ほかの区だと、すぐ近隣の区だと、予算がないから福祉の予算が来年度から削る予定と、そういう方向を出しているところもあるけども、そういうことはしっかりやってもらいにしても、それから必要なものは作っていただくにしても、もう一方で、私たち自身が地域の市民の方、区民の方と、いろいろな団体と一緒に、いろいろな形ができると思うんです。少し放課後預かりますとか、ポ

ランティアで勉強を見てあげますとか、ないしは、子供食堂とか、もっといろいろな形がいろいろある。そういうのを区が全部やるなんということは、それは無理だし、むしろ、それは、区は必要だったらそれを応援する側、主体じゃなくて応援する側、ないしは少し補助を出す側で、むしろ区民が主体にならなきゃいけないと思っています。とすると、個別にそれぞれ、私どもも多少、今ちょっと始めていますけども、もっといろいろな方々と、いろいろな団体と一緒にやっていくということだと思っているんです。

それは、この場では、議題ではないということなのか、どうなのかということが、さっきから、この場でそういう話をして、それはそれぞれの地域でやってくださいということになるのか、それとも協議会、ないしは区として、ぜひそういうことを皆さんやってほしいんだと、区はここまでやると。だけど、これはもう区ではできないことだから、地域の中で、皆さんでやってくださいと。だとすると、こういう区の計画で、はい、これをやってくださいという手法ではできませんよね。そういうことを考えたほうがいいのではないかなと、半分感想です。

【新田会長】 全くそのとおりだと思うんですけども、そのときに、区としてはどのようなスタンスでというのは、区のほうに少し考えてほしいと、そういう感じでよろしいですか。

【平松委員】 そうですね。はい。

【新田会長】 いかがでしょうか、御意見で多分いいんだと思います。

【障害者施策課長】 今、そうした地域での助け合い、または、地域の中で居場所をつくって、いわゆる公助だけじゃなくて地域で支えていくと、そういう地域づくり、体制づくりというものは、今、高齢分野を中心に取組が進められている状況で、障害福祉分野については、まだまだ法定のサービスも充足ができてないという状況があるので、地域づくりまでは追いついていないという現状がございますけれども、委員御指摘のとおり、行政でやるところ、地域で担っていただきたいところという役割分担、または、地域の地域力に委ねていきたい、その方向性は区も持っておりますので、なかなか今の計画の中に落とし込むのは難しいかと思っておりますけれども、そういう認識は共有をさせていただきたいと思っております。

【新田会長】 ありがとうございます。という形で、区には、もう一つ、じゃあ簡潔に。

【平松委員】 個別の問題で、今言ったことと反するようなことになりましたが、住まいの問題です。精神障害に関わらず、江東区は家賃が高騰しております。例えば生活保護の基準で住めるような物件というのはなかなかないということもございます。住宅課のほうで、お部屋探しサポートというので、今度、週1日から2日にするというふうですが、実績があまり上がっていない。単に紹介だけで、具体的な支援がないからだと思います。

精神のほうは、精神に限らずですけれども、障害者向けにお部屋探しサポート、居住サポートというのをやっている。おあしす福祉会ともう一つ、2つの事業者が今やっていますが、実績が上がらないから今度は予算が減らされるかも分からないなんということを区がおっしゃっているようですが、実は単身に限るという条件が、最初に付いちゃったものだから、御夫婦で2人とも障害、精神、両方とも精神であっても、精神と別でもいいんですけど、親子とか兄弟とか、そういう単身じゃない人が対象に含まれない。だけど、そういう方のほうが単身より、もっと大変なんです。いわゆるダブルケアに、まさになっているわけですから、なので、本当は単身の方以上に大変なので、当然そこも含まれていいたらうと。

ところが、単身が対象ということになっていますからということで、それは一切認められないと。具体的に、それも含めて毎月、区に全部出しています。おあしす福祉会の居住サポートで、相談何件、成約何件と。そのうちの区の認めた単身者の数と、それから認められない、単身じゃない方の数も全部上げています。これはやっぱり、どうしてもおかしいですよ。そういう理屈に合わないということは改善を、ぜひしてほしいと思っています。

【新田会長】 住居関係のことは、毎回なかなか進まないというか、解決できない部分かと思うんですが、何か御意見ございますか。

【障害者施策課長】 住宅入居等支援事業ということで、おあしす福祉会さんを含め、事業をお願いしているところでございますけれども、確かに単身に限るということで、まずは精神障害者の地域への移行を進めていきたいというところから、単身ということでやってきた経緯もあろうかと思えますけれども、現時点では、むしろ夫婦等の世帯のほうも大変な状況にあるんだということは、私ども区としても認識して、今後の事業展開については検討させていただきたいと思えます。

【新田会長】 ありがとうございます。では、じゃあ、そちら、お願いします。

【高館委員】 ホープウェル株式会社の代表の高館と申します。

弊社におきまして、ホームヘルプ、居宅のサービスから始まり、相談支援事業所の管理者として、中でも障害児相談支援専門員として、多くのお母さま、お子さま、ご家族の方とお会いする機会から、この度、重症心身障害児を対象とした通所施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）を開設させていただき運びとなりました。多分、民間企業が運営する重症心身障害児の児童発達支援、放課後等デイサービスの施設は江東区では1か所目だと思います。

区で行われている看護師さんによる在宅レスパイトという事業が重症心身障害者のみ使えるサービスということで、いろいろご検討してくださり、施行されていますが、看護師さんがおうちに来ている、在宅レスパイトを使えていても、やはり横になって寝ているわけにはいかない。ただでさえ看護師さんたちの人手のない中、来ていただいているときに、自分だけが美容院に行ったり、映画を観に行く、というわけにはいかないと。相談支援員の立場として、お母さまやお父さまより、そういったご意見が寄せられる中で、このような通所施設は本当に重要なんじゃないかと思い、この度、民間企業ではありますが、私どもでも何とか頑張っていこうと思ひ、手を挙げさせていただきました。

重症心身障害児を主とした通所施設を運営して思うことは、職員として携わる看護師さんはまだ重症心身障害児について何かイメージがつくのですが、保育士さんは、どうしても重症心身障害児とはどんなお子さんなのか、その方たちが医療のことを全く知らないと思うと、スキルアップのために勉強していただく機会が必要であると感じています。

どうしてもお金の話にはなってしまうのですが、余裕のない中で、そういった設備投資費や人件費等を捻出することは非常に厳しい実態があります。そういった資金についての補助金等について、区で、もし御検討いただけるようですと、このような施設が増えていくのではないかと思います。

重症心身障害児も、施設に通い、お子さまたちがまとまって療育、支援を受けるべきだと思います。ケアが軽く、幼稚園や保育園に通える子さまたちについては、看護師さんが一緒について行って、幼稚園や保育園の支援を受けられる制度を、何とか区の中でできないものかと思っております。

お母さまがついて行かずひとりで通園できていても、後に、そのお子さまが「胃

ろう”になりました」と言うと、「幼稚園では看護師さんが用意できないので、お母さまかお父さま一緒に来てください」となります。このような場合は自費での対応で何とか通えるようになっているというのが現状です。このようなケースに対応した公費利用のできる制度があればと思います。

アンケートではいろいろ上がっているかと思いますが、この場をお借りしまして、意見として上げさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【新田会長】 ありがとうございます。では、いかがでしょうか。御意見として伺っておくということでもよろしいでしょうか。

それでは、服部委員、最後に。

【服部委員】 区民委員の服部です。何度もすいません。皆さんの話を聞いて、多分同じようなことなんだと思うんですが、重度の障害ある方の地域活動支援のことで、やっぱり区には限界が私もあると今、感じていて、高齢者のほうだと認知症カフェとか近所ミニデイとか、それは区として1回やることによって幾らみたいな補助があるんですけど、障害のほうの何か活動をして、そういう補助というのはなくて、でも実際、サークル活動をしている人はたくさんいます。私もサークル活動をしていて、重度の知的障害、自閉症、そして肢体不自由の子も参加しているという形で、いろいろな体験をさせてあげたいということで、音楽療法を中心にやっているんですけど、これからアート教室とか、いろいろなことを取り入れたいと思ったときに、もう少し資金があれば、もっといろいろできると思うので、今、これから新しくやってくださいというのは結構難しいと思うので、今サークル活動をしている方たちに補助するような、そういう仕組みが障害のほうにもあると、私たちももっといろいろなことができていくのかと思って、一度考えていただけたらうれしいと思いました。お願いします。

【新田会長】 ありがとうございます。これにつきましても御意見ということでですけど、いかがでしょうか。

【障害者施策課長】 先ほど、平松委員からもありましたとおり、地域の中で、地域の方々が日中活動をして、インフォーマルな場を提供するというこのことについては、これからの障害福祉の分野でも非常に重要なものになっていくと考えています。補助支援等について、今後の検討課題とさせていただきます。

【新田会長】 ありがとうございます。この辺につきましては、地域での活動と

いうことで、先ほどの御意見と一緒にして参考にさせていただければと思います。

大分時間が過ぎてしまったんですが、この後、いろいろと御意見につきましては意見シートという形になろうかと思いますが、一旦、ここで御意見は、先へ進めさせていただければと思います。

見込み量につきましては、国や都の動向なども見ながら、現在、精査中でして、御意見募集区民説明会を控えていますので、素案に載せる値につきましては、今月中旬を目途に事務で詰めさせていただき、最終的には会長一任ということで進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新田会長】 ありがとうございます。

それでは、見込み量の数値につきましては、会長一任とさせていただきます、素案の体制が整い次第、御意見募集区民説明会にかける前に、改めてお配りさせていただきたいと思います。皆さんの御理解をいただきまして、ありがとうございます。

議事4 意見募集及び区民説明会の開催について

【新田会長】 それでは、議事の4に進みまして、計画素案に対する区民説明会の実施について、事務局からお願いいたします。

【障害者施策課長】 資料4になります。意見募集等区民説明会の予定でございます。

1番、実施時期につきましては、12月1日から22日までの間に実施したいと考えてございます。

実施方法については、2番の(1)から(3)まででございます。特に、(3)区民説明会につきましては、現在のところ、9日から17日にかけて計4回、説明会を開催する予定で今、準備を進めているところですが、コロナの感染状況等に伴いまして、変更の可能性があることについて、御了承いただければと思います。

私からは説明は以上になります。

【新田会長】 ありがとうございます。

これにつきましてはよろしいでしょうか。

議事5 その他

・江東区職員の障害者活躍推進計画の策定について

【新田会長】 では、その他につきまして、江東区職員の障害者活動推進計画の策定についてということで、お願いいたします。

【障害者施策課長】 障害者福祉計画と直接関係するところではないんですけれども、現在、江東区職員の障害者活躍推進計画を、他の部署で計画策定中ということで、情報提供ということで、この場をお借りして、簡単に御説明を差し上げたいと思います。

資料5が前文になりますけれども、資料6に概要を1枚物でまとめてございますので、そちらで御説明いたします。

資料6の一番上の囲みになりますけれども、一番上の丸にあるとおり、障害者の雇用促進法の改正によりまして、地方公共団体は障害者活躍推進計画の策定、公表というものが義務化されたところであり、このたび計画を策定するという流れでございまして。

下の2番、区の障害者雇用の現状というところで、まず、1番、障害者の雇用率、今年度分の雇用率ですけれども、2.08%という状況になってございまして、法定の雇用率が2.5%ですので、法定雇用率を達成できていないという状況になってございます。

一方で、2番、定着率につきまして、障害のある職員の職場の定着率につきましては、民間平均が70.4%であるのに対して、江東区職員の場合には90.9%ということで、民間よりも高い定着率となっている状況でございまして。

こうした現状を受けて、3番、計画の目標を設定しているということで、まず、1番、採用に関する目標につきましては、2.6%以上を目標として、雇用率を高めていくということにしております。定着に関する目標につきましては、不本意な離職を生じさせないようにするという目標設定としてございます。

右側の4番、取組についてでございますけれども、1番の推進体制としては、計画の着実な実行、見直し等を図るために検討委員会というものを設置して進捗を管理していくということ。それから、1番の(3)では、障害理解の促進に向けた職

員向けの研修について、特に管理監督職を対象に実施していくことにしてございます。

また、2番では職務の選定・創出というところで、特に(4)集約型組織の検討ということを取組として記載をしています。具体的には、障害のある職員の活躍の場の一層の拡大に向けて、庁内の各種庶務事務ですとか軽作業を集約して行う組織の設置を検討しますということにしてございます。

3番、環境整備・人事管理ですけれども、その中で(3)常勤職員及び会計年度任用職員の計画的採用ということで、常勤職員については、これまでもこれからも採用を計画的に行っていくんですけれども、会計年度任用職員という、いわゆる非常勤職員、またはパート、アルバイトという位置づけの非正規の職員になりますけれども、こちらの障害のある職員の採用選考についても、実施を検討していくと取組の中に盛り込まれてございます。

4番、その他として、障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図っていくということで、計画としてはまとめているところでございます。

私からは、報告は以上になります。

【新田会長】 ありがとうございます。それでは、これについて、何か御意見ございますか。あまり時間もありませんが。

【中山委員】 意見というより、お願いです。障害なんですけれども、雇用率を達成しているところの障害者の雇用なんですけど、仕事にもよるんですけれども、とても障害に偏りがある。全ての障害の人が入って何%になっているわけではないので、例えば、このことをやったときに、知的の人たちはすごくいっぱい入っているんですけども、聴覚の人はゼロだったりとか、視覚がゼロだったりとか、そういうことができるだけ少ないように、いろいろな障害のある人が可能性を実現できるような雇用にしていきたいというのが、障害者側からの多分意見だと思います。その辺も含めて検討をいただければと思います。

以上です。

【新田会長】 ありがとうございます。その点は、おっしゃるとおりだと思うので、その辺も見える形にというか、御検討願えればと思います。よろしいでしょうか。

〔閉 会〕

【新田会長】 それでは、少し時間を過ぎてしまいましたので、この議題については終了といたしまして、以上で、本日の議題が全て終了いたしました。

今後の予定などについて、事務局から説明をお願いいたします。

【障害者施策課長】 先ほど会長からも御説明がありましたけれども、今回、初めて見込み量の数値をお示ししたところでございますけれども、東京都の計画との整合性を図っていく観点から、今月中旬から12月中旬にかけて、東京都とのヒアリングというものが予定されております。

また、国から新たな情報が示されれば、それに合わせた形で修正する作業というものが発生する状況でございます。今回、お示しした見込み量につきましては、あくまでも現時点での試算でございます。確定というわけではございません。修正等が発生した場合には、会長と事務局とで修正作業をさせていただきたいと考えてございます。

なお、本日、お手元に意見シートをお配りさせていただきました。後日で結構でございますので、計画策定に向けて、何か御意見等ございましたら、今日9日、月曜日までに事務局宛てにファクス、またはメールで御提出いただければと思います。

以上となります。

【新田会長】 ありがとうございます。

また、意見シートで御苦勞をおかけすると思うんですけども、ぜひ提出して、御意見いただければと思います。

それでは、次回の計画推進協議会は年明けになりますが、令和3年1月を予定しております。日程が決まり次第、改めて連絡させていただきます。なお、今回と同様に、庁内計画推進委員会幹事会との合同開催となります。

それでは、いろいろな御意見をいただけてとてもよかったですと思います。

〔 閉 会 〕 午後3時10分

以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。長時間にわたってありがとうございました。

— 了 —